

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年8月11日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100054号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100031号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和54年4月1日から同年3月25日に訂正し、昭和54年3月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

昭和54年3月25日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和54年3月25日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年3月25日から同年4月1日まで

国の記録では請求期間の昭和54年3月25日から同年4月1日までが、厚生年金保険の被保険者期間とされていないが、当該期間は、C社D営業所からA社E営業所に転勤した時期であり、継続して勤務しているため、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社E営業所から提出された人事記録カード並びに同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務(昭和54年3月25日にC社からA社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、A社における昭和54年4月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社E営業所は、昭和54年3月25日から同年4月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100053号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100030号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社(現在は、D社)における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のE社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年1月1日から同年10月1日まで
② 平成16年1月1日から平成17年4月1日まで
③ 平成17年4月1日から平成22年4月1日まで
④ 平成22年7月1日から同年12月28日まで

請求期間①はA社に勤務し、給与は常に20万円以上で、30万円を超えていた時期もある。請求期間②はB社に勤務し、給与は20万円を超えていた。請求期間③はC社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得時の標準報酬月額が19万円というのはおかしいし、給与は30万円を超えていた時期もある。請求期間④はE社に勤務し、給与は30万円を超えていた時期もある。各請求期間は営業職として勤務していたが、全体的に給与の総支給額に比べて厚生年金保険の標準報酬月額が低いので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A社に勤務し、給与は常に20万円以上で、30万円を超えていた時期もあるが、給与の総支給額に比べて、厚生年金保険の標準報酬月額が低い旨主張している。

しかしながら、A社は、保存期限経過のため、当時の賃金台帳、源泉徴収簿等の資料はなく、請求者の厚生年金保険に係る届出、給与からの厚生年金保険料の控除等について不明である旨

回答している。

また、日本年金機構が保管しているA社の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」には、請求者の従前（平成15年1月から同年8月まで）の標準報酬月額が15万円、平成15年9月の定時決定における標準報酬月額は14万2,000円と記載されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、請求者がA社において厚生年金保険に加入した月又はその前後の月に厚生年金保険に加入し、請求期間①の終期まで厚生年金保険に加入していた者10名に照会し5名から回答を得られたが、自身の標準報酬月額が給与の総支給額より低く記録されていると回答した者はおらず、給与明細書等の資料も得られなかった。

加えて、オンライン記録によると、A社で平成14年10月から平成15年3月までの期間に厚生年金保険に加入した者は請求者を含めて15名確認できるが、その全員の被保険者資格取得時の標準報酬月額は15万円であり、請求者の標準報酬月額が他の被保険者に比べ低額で記録されている状況は見受けられない。

- 2 請求期間②について、請求者は、B社に勤務し給与は20万円を超えていたが、給与の総支給額に比べて厚生年金保険の標準報酬月額が低い旨主張している。

しかしながら、B社は既に解散しており、元事業主は、請求者の厚生年金保険に係る届出、給与からの厚生年金保険料の控除、関係資料の所在等について不明である旨回答していることから、請求者の厚生年金保険に係る届出、給与からの厚生年金保険料の控除、当時の給与額等について確認することができない。

また、請求者がB社において厚生年金保険に加入した月又はその前後の月に厚生年金保険に加入し、請求期間②の終期まで厚生年金保険に加入していた者10名に照会したが、回答を得られなかった。

- 3 請求期間③について、請求者は、C社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得時の標準報酬月額が19万円というのはおかしいし、給与は30万円を超えていた時期もあるが、給与の総支給額に比べて標準報酬月額が低い旨主張している。

しかしながら、C社の後継事業所であるD社は、保存期限経過のため、当時の賃金台帳、源泉徴収簿等の資料はなく、請求者の厚生年金保険に係る届出、給与からの厚生年金保険料の控除等について不明である旨回答している。

また、日本年金機構が保管しているC社の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」によると、請求者の資格取得時（平成17年4月1日）の標準報酬月額は19万円、平成17年9月の定時決定における標準報酬月額は28万円と届出されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、日本年金機構が保管しているC社の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」には、平成20年9月の定時決定における請求者の標準報酬月額は28万円と記載されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

加えて、C社は平成17年10月からF健康保険組合に加入し、当該健康保険組合から提出さ

れた請求者の被保険者記録照会に記載された同年10月以後の標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、C社で請求者と同日に厚生年金保険に加入した女性で、請求者の年齢に近く、請求期間③の終期頃まで厚生年金保険に加入していた者14名に照会し2名から回答を得られたが、自身の標準報酬月額が給与の総支給額より低く記録されていると回答した者はおらず、給与明細書等の資料も得られなかった。

- 4 請求期間④について、請求者は、E社に勤務し、給与は30万円を超えていた時期もあるが、給与の総支給額に比べて、標準報酬月額が低い旨主張している。

しかしながら、日本年金機構が保管しているE社の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」によると、請求者の資格取得時（平成22年7月1日）の標準報酬月額は22万円と届出されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、E社から提出された請求者の給与一覧表により、請求期間④の各月において、オンライン記録の標準報酬月額22万円に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる上、同社から提出された「平成22年分の給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」に記載された請求期間④に係る各月の社会保険料の合計額は、請求者の各月の標準報酬月額又は給与支給額に基づき算出した健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合計額と一致している。

さらに、上記の給与一覧表によると、請求者の請求期間④における各月の給与について、本給、職務手当、勤務手当、営業手当、通勤費、精勤手当は毎月同額で支給され、非固定的賃金の歩合給は平成22年8月から変動して支給され、同年8月以降の給与の総支給額は標準報酬月額より上回っているものの、非固定的賃金の変動のみでは標準報酬月額の随時改定の要件は満たしておらず、E社も、請求者の給与について固定的賃金に変動はないため「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」は提出しておらず、請求者の主張する厚生年金保険の標準報酬月額に基づく保険料の控除は行っていない旨回答している。

加えて、E社で請求期間④において厚生年金保険に加入していた者7名及び請求者と同時期に同社で厚生年金保険に加入した者2名に照会したが、回答を得られなかった。

- 5 請求期間①から④について、請求者は、給与明細書、源泉徴収票等の資料は所持しておらず、請求期間①から④における給与額及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から④における給与額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。